

相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会（第1回）会議録

招集年月日 平成20年1月22日（火）

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成20年1月22日（火） 午後 1時30分

閉 会 平成20年1月22日（火） 午後 4時00分

出席委員（14名）

1	木村浩三	2	炭本範子
3	酒井弘一	4	阪本明治
5	山本喜章（副委員長）	6	山本敏一
7	坂本俊廣	8	小西啓
9	山口勝己（委員長）	10	奥野卓士
11	坪井久行	12	今方晴美
13	北 猛	14	青山まり子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 木村 要

事務局職員出席者

事務局長	林 幸造	主幹	福田全克
主査	國子慶順		

付議事件

議案第18号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会

平成20年1月22日(火)

相楽会館 会議室

(午後 1時30分 開会)

委員長 皆さんこんにちは、座って進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ここ2～3日、たいへん寒い日が続いております。本日、相楽郡広域事務組合・し尿くみ取り手数料特別委員会をご案内しましたところ、議員の皆さま方には、公私ともたいへんお忙しい中ご出席を頂きまして有難うございます。委員長を仰せつかりました和束町議会の山口勝己です。どうかよろしくお願いいたします。さっそく会議を始めさせていただきますと思います。

ただ今の出席委員数は、全員であります。これよりし尿くみ取り手数料特別委員会を開会いたします。

本件につきましては、去る11月19日開会の定例議会において、「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件」が提案されたところではありますが、住民の生活に関する重要な案件であり、慎重な審議を必要とすることから、当組合議会の議員全員で構成する特別委員会を設置することになり、本日の委員会を迎えたところであります。

それでは、本日の会議に代表理事であります木村精華町長にご出席を頂いております。ご挨拶を受けたいと思います。木村代表理事、どうぞ。

(木村代表理事 あいさつ)

代表理事 皆さんこんにちは。今日は、くみ取り手数料特別委員会の第1回の継続審査ということで、引き続き審査をいただくということでありますけれど、皆様方には御多用の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平成20年も早や、今日は22日であります。日の経つのは早いなと思いながらも、皆様方には日ごろから大変お世話になっておりまして、今年も引き続きましてよろしくお願いいたします、このように思っています。

さて、昨日、広域事務組合の理事会を開催させていただきまして、今日の京都新聞にも掲載されておりますけど、相楽会館の今後のあり方検討会ということで、当初は、府の施設に隣接しながらも駐車場の活用がままならないということが一時ありまして、それならどうするのか、駐車場用地の確保するのかということも含めて、施設の老朽

化も控えているわけでありまして。これだけの、それぞれ市町村の大変な財政状況の中で、用地の確保、大きなお金を加えてどうかという話しもありまして、今後のあり方の検討を担当課長、それぞれの市町村から出ていただいて、検討を加えていただいたわけでありまして。昨日の答申をいただく中で、壊して用地を売るということにしても、結果的には多額のお金がかかると、用地が仮に売れても相殺をするとあまり金が残らないということもありますし、そうかといって、大きな金をかけて施設整備をするかということについては、それぞれ市町村に交流施設を持っているということもありまして、この施設が設置された当時と大きく状況が変わっているけれども、これで、当分の間、駐車場用地も利用させて、当分の間、今の貸館も含めていきましようかということに、答申も含めて理事会でもそのことの決定をさせていただいたところでございます。

なお、相楽地区広域圏の議論もしてきたわけでありまして。当然それぞれ市町村の事情も思いも聞かせていただいて、一つの方向が出てきたわけでありましてけれども、次に予算議会、この広域事務組合の議会を控えているわけでありましてけれども、そこでストレートご審議いただいて同意をいただくということについては、あまりにも性急やないかと、議会の意見も聴きながら、また、圏域の住民の皆さんのお知恵もいただきながら、そして一つの成案を作っていこうやないかということにもなりましたので、いずれそれぞれ市町村の事情等も配慮しながら、反映できるものは、この相楽圏域の中での将来計画に盛り込んでいったらいいということになっております。また、いろいろお知恵もありましたら、授けていただいた結構かと思っているところであります。

そういう思いもしながら、この一年よろしく申し上げます。

さて、し尿くみ取り手数料の改正につきましては、11月19日開会の定例議会でもご説明させていただきましたが、平成15年12月、平成18年8月の2回にわたり、構成町村の衛生担当課長により、原価計算が算出され、今年度、各市町村からの代表者、学識経験者で構成されております、「衛生手数料等適正化委員会」を設置し、委員会に対し諮問を行いました。そして、7月から4回にわたり適正料金についての検討が行われ、去る10月22日に答申がなされたところでございます。

その答申では、原価計算によりますと10リットルあたり114.41円となりますが、現時点におきましては、10リットルあたり110円が適正であると考え、今回10リットルあたり消費税を含めて10円を引き上げることが必要であると判断するという内容であります。

このことで、昨年提案させていただいたところでございます。

この答申を重く受け止め、理事会におきましては、様々な状況を総合的に勘案し、慎重に審議しました結果、その改定を平成20年10月1日からとすることで、ご提

案させていただいたところであります。

十分にご審議の上、可決承認していただきますようよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。それでは、委員会の会議を進めてまいりたいと思います。既にご案内いたしましたとおり委員会は、本日と1月31日の2回の開催する予定をしております。

本日は、ただ今、提案されております「し尿くみ取り手数料」の適正化につきまして、十分な審議を進めていくため、各委員さんの積極的な質問、ご意見を賜り、次回の委員会には、結論を出してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

本件につきましては、過日の本会議で提案されましたところですが、改めて、事務局より条例改正についてもう一度受けたいと思います。

事務局お願いいたします。

事務局 事務局の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。本日お手元の方に、資料といたしまして再度、先ほども代表理事からもありましたように、衛生手数料等適正化委員会の委員長の方から出されてます答申書写しということで付けさせていただいております。この内容につきましては、もう既に昨年11月6日にも説明会というかたちで、また本議会の中でも審議ということでしたので、再度、説明ということは省略はさせていただきますけれども、時間も過ぎておりますし、若干経過も含めましてご説明をさせていただきます。

今回、第18号議案ということで「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」ということで、条例9条のところに、し尿くみ取り料金が10リットルあたり100円というものを答申にありますように110円ということで10円上げさせていただくと、この施行につきましては、本年の10月1日ということで提案を代表理事からされた内容になっているものであります。

特に、この特別委員会の方では、去る11月19日の定例議会の中で、先ほどの山口委員長さんからもありましたように、申入書という形で出されておまして、この審査につきましては、し尿くみ取り手数料についてということで、2点ほどご審議をいただくということであります。1つには適正な料金の改正について、2つ目には適正料金の改正の実施時期、代表理事の方からは10月1日ということでの提案でございますけれども、この委員会の方では、実施時期を検討していただくというかたちになってございます。答申の中身につきましては、従来は、くみ取り業者が今6業者ございまして、このくみ取り業者からの値上げ要求、こういうものが定期的に出てまいってました。従来はこの値上げ要求が出た際、この要望額のその妥当性などを、各構成市町村の衛生の担当課長と、事務局とでいろいろといろいろな角度から妥当性等検討

を加えまして、また他の公共料金などの動向を見極めた中でその都度業者と協議をしながらやってきた。しかしながら、平成9年度以降は、従来は、業者と事務組合との話し合いというところ中心であったんですけど、平成9年度以降については、原価計算ということで、し尿くみ取り業務どれくらいの経費がかかるかと、人件費以下諸経費を含めましてどれくらいの経費がかかるのかと、特に直営で職員がバキューム車に乗ってバキューム車を行政が買ってですねやった場合どのくらいの経費がかかるのかというところをベースにですね、平成9年度以降原価計算方式を取ってまいりました。従来のそういうようなかたちですね、9年以降はだいたい3年毎に原価計算の中身を見直していこうということで業者とも話しておりまして、先ほども代表理事からもありましたとおり、平成15年、平成18年の8月に作りました原価計算をもとに、し尿の衛生手数料適正化委員会、こちらのほうですね、行政が出しました原価計算に使っています、人件費やまたガソリン代などの燃料費などにつきまして、現在の物価変動等を踏まえた中で再調査をしていただきまして、現状にあったかたちでの積み上げ、原価計算をしてお出ししていただいたところ、先ほどもありましたように10リットルあたりとなったわけでありまして。検討にあたりましては、今回検討しております、し尿くみ取り家庭の場合と合併浄化槽の家庭の場合、また、公共下水道のご家庭の場合、これらの3方式それぞれにつきまして必要な経費、費用を総合的に判断をして住民間に費用の著しい負担差がないように、という観点も加えながら、また、し尿の委託にあたりまして、関係法令を遵守すること、さらには、収集運搬と処理場運転の費用負担に関する従来の原則ということで、大谷処理場の経費は全体の分担金で、収集運搬にかかる部分らくみ取り家庭、受益者負担という、従来の考え方をそのまま引き継ぐというような観点も加えていただきまして、委員会の中では基本的な考え方を総合的に判断をしていただいて、現状10あたり110円という答申を受けたわけでございます。しかしながら、やはり、住民代表の委員もいらっしゃったわけですので、くみ取り家庭の委員さんも中にはいらっしゃいました。やはり、従来からの従量制ですね、くみ取り人口が変わっても、量が変わらなかったというご意見を頂戴しまして、くみ取り量とくみ取り券の差が出るような、利用者に不信感がもたれるようなことがないように、行政としたしましては、収集業者さんの方の指導も十分行ってくださいというようなご意見も頂戴しましたので、こういったことも答申の中に入れていただいた中で、進めさせていただいたということでございます。今日はそのほか資料等は用意しておりませんが、ご質問またご意見等頂戴いたしまして、本日お渡しできるような資料はお渡しして、また、もう一度開催していただけますので、それまでに十分資料を整えた中で、ご審議していただきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。簡単ではございますが、以上でございます。

委員長 ただ今説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。今日のこの会議が有効な会議で終わるためにも、今日は、私からの提案ですが、大谷処理場の運営の問題とか、バキューム車に関する苦情の問題、そして、先ほども代表理事からございました今後のあり方についていろいろな苦情、その他不平不満その他で言ってもらいそれを即答できる範囲は即答し、また、これを31日に向けての回答ということで、有効なこの会議にしていきたいと思っておりますので、忌憚りの無い意見のほどよろしくお願ひしたいと思っておりますので、皆さん、順序順番どうでも結構です、ざっくばらんで結構でございますので、進めてまいりたいと思います。まあそういうことで、有効利用ということをお願いします。誰か何かございせんか。苦情等なんでも思ったことで結構ですよ。ございましたら。阪本委員。

阪本委員 木津川市の阪本でございます。今年もよろしくお願ひします。さて、年末の召集令状を見させていただきましてね、私は新米ながら真摯に受け止めて、くみ取りというような問題を、代表理事はじめ、関係スタッフの皆さんが相当気がかりで正月早々からということで、それを感じましたので、私も値上げについてのこの当地での高い安いのただ、数値判断だけは金額でこういうものだけでは、総合的全体的な解決はできないと思っておりますので、今の現状をしっかりと見て、業者だけをまた受益者だけを考えることだけでなく業者をまず、環境衛生の理念というものが大事ですから、それから正しく把握してそのシステムに関わるスタッフであるとか、業者ですね、設備を経済的に考えるときに他の浄化槽設置者、先ほど福田さんも説明されてますが、浄化槽の設置者とか下水道の利用者にも設備メンテナンス費用では、やはり、受益者負担はついているわけですから、くみ取り方式においても現在の受益者の方からはもちろんのこと業者からもやっぱり見ないということで、現在の顧客の推移の今後における推移の変化を正確に判断しなければならないということで、隣接関係もしくは他の地域もですね状況を見るということで私、実は奈良市の方を見たのですが、奈良市のほうは平成4年度からずっと値上げしていない、これ判断には、どういふんですか、判断できないと思ひます。奈良市だけの問題では、とひいますのは、奈良市の場合、従量制にしたのは、人頭制従量制、こちらも従量制ですので場合も1便槽あたり640円ということと、くみ取り量10ごとに70円をとるというふうな計算をされている訳です。これをだいたい、仮設トイレで、400がだいたい仮設トイレの満杯の量ですんで、よく、業者さんが建設業者が頼まれるわけでありませうけれど、そうすると、640円というのが、例えば、400リットルですと、それでいきますと、2,800円、それに640円、3,440円ということになりますとね、やっぱり90円前後、そして、その建設会社さんに聞きますと、建設会社さんに聞きますと安いと言う訳ですね。その90円前後が。大阪から来ておられる建設会社さんは1万円近く

取られる。まあ、8000円としてみても、そうすると約90から150円の間ぐらいが従量制の現実ではありますけれども、そういうふうになっていると考えられるわけです。それに対して、もう一つは、今後、行政として、その支援をしていく意味で、地域によっては下水道設置とか、浄化槽という訳にはいきませんので、それから集中浄化槽であるなり、支援していく問題。今後の問題、財政が厳しい折ですからね、本当に遅れているんです。少なくとも10年以上は、早くからそういうことを考えて行き、また、環境衛生問題こういうことも含めて検討すべきであったと考えるわけがありますし、困難な地域、奈良市では、合併して前後で、都祁村と月ヶ瀬村集中浄化槽を設置しましてやっています。一般的にインフラ設備を備えることは大事なことだと思います、これから。そういうことからして、もちろんそういうことでは、受益者負担、それぞれの立場から、そういうものを考えていく、高い安いの問題ではなく、公正なレベルからして考えていく必要があるんじゃないかと思いますし、今回の問題を考えますと、まず、先ほど申しましたように、隣接地帯の状況とかを資料とかを集めて、まだまだこれから、今日は、決して、決断を出せるときではないですから、いろんな意味で勉強をしながら、公平、公正な金額をそれぞれの立場の受益者負担というのを考えていかなばと、最初の前座を持たしていただいたんですけど、よろしくお願ひします。失礼します。

委員長 今、阪本委員のほうから、近隣、奈良市と京都府の中ではこの資料にありますとおり、資料が整っております。近隣、大阪、奈良、滋賀県、そこそこ、だいたいわかるかな、事務局わかりますか。京都府については、御覧いただければと思います。

事務局 失礼します、ご苦労さんでございます。京都府下の状況につきましては、過日、報告しましたとおりですが、まあ周辺、三重県、滋賀県、大阪、奈良、近畿圏あります、東北、北海道、こういう時代ですし、環境省の資料もでてきますので、簡単に情報を入手することができるんですけども、経験上これについては、全国的、都道府県、その中でも地域的に差があるということなんですね。さっき阪本委員さんからもありましたように、従量制でやっているとこと、直営で市なりが、世帯ごとに何ぼですよという場合もありますし、世帯ごと従量制のセットでやっているとこもある、非常にこの廃棄物の中でも、ごみについてはかなり全国的に統一がされてますけども、し尿については、なんか知らんけど、明治以降、歴史的に非常に地域間の、私の経験上、いわゆるそこに業者さんとの関係が大きく影響したんじゃないかなという要因があって、実態は必ずしも統一しているものはないということではありますけれど、ここ最近、平成4、5年位から全国的に下水道、合併浄化槽が進みまして、いわゆる環境整備という立場から施設整備が進める中で、やはり、し尿のくみ取りにかかる分つ

いては受益者、住民が負担していこう、処理については公共がやっっていこうという流れがきちりとできてきて、例えば城南衛管と京田辺ぐらいはちょっと違う考え方でやっていますが、それ以外は、相楽と同じような考え方でそれについては、滋賀県についても奈良県についてもほぼ同じ傾向にあるかと思います。以上でございます。

委員長 阪本委員、そういうことで、近隣変わりませんということで、今ありましたので。

阪本委員 だいたいそう思っていましたけど、ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。

酒井委員 せっかくの機会ですので、細かいことですが、資料の5ページから6ページに原価計算の根拠が一覧表なっているのですが、まず例えば、5ページの一番下、1番の人件費作業員1千190何万、関わりまして、くみ取り業者は、6業者ございまして、当然現在の従業員数を根拠として数字は出てませんけども、例えば1日運転手であれば14,600円、作業員も14,000円と、人数があつて、こういう計算になっていると思うのです、そのあたり、もう少し原価計算の根拠というか内訳をもう少し丁寧に説明をいただきたい。それが一点。この表とは関係ないのですが、かつて、1業者とか2業者とかごく少数の業者さんが相楽管内で、私の家もかつてくみ取りでしたが、今は、加茂の現在木津川市の下水道で処理を受けていますけれども、ずっと、6業者今おられる中で地域を割っておられるわけですね、6業者競争ではなしに、共同で管内をカバーされている。例えば、せっかく、私も初めて、この委員会に、この組合議会に席を置かしていただいたのですが、6業者さんの担当地域のエリアみたいなものは資料として出していただきたい。どういう業者さんが、どういうの規模の業者さんがそれぞれ動いておられるのか知りたいな、それはこの場で結構ですが、資料としていただきたい。質問はこの二つです。

委員長 最初に、原価計算の根拠ですか、もう少し詳しくということですので、事務局説明できますか。

事務局 私のほうから、主な酒井委員さんからご質問のありました原価計算についてのご説明を申し上げます。いろんな考え方がございますけども、積算の根拠といたしましては、ここに書いてあります人件費、運転手並びに作業員でございますけども、これはですね、まあ、建設物価といいまして、これは、毎年公共事業に関わるもの、事業をする場合に費用が必要ですよという、基準がありまして、それを基にしてだしているものであります。したがって、運転手については、普通運転手14,600円、ただ、特殊運転手といいまして、17,000円とか18,000円という基準がございます。運転手と作業員これがありまして、年間の日にちをかけて算出しています。例えば、ちょっと長くなりますけども、委託を積算でその従業員の年齢、経験を公

務員に換算して、委託料として払っているところもある。これは、相楽の近くなんですけどもそれをやると、調査期間がかかるということで、基本的に公務員に準じたことになるんですけども、私どもとしては、これが一番と正しいのではないかなあということでこの人件費については、建設物価に掲げる単価を採用させていただいています。それから、燃料費、消耗品は、毎年、実勢価格を調査しまして、その数字を積み重ねるところでございます。往復の4.2回、これが今回、一番ピークのときの量、当時28台、業者によって違いますが、平均すれば最大4.2回できる。採用させてもらっている。現実、現在は、2.なんぼなんです。それをしますと、単価が高くなるんですね、行政の指導とかの関係もありますけれど、相楽エリアであれば6業者いらくないですね、業者が3業者などいないコンパクトにすれば、

北委員　もうちょっとゆっくり言ってくれるか、点々付けて言ってくれるか。何を言っているかわからない。

委員長　事務局ちょっと早いらしいわ、私は聞こえてんねんけど。

北委員　点々付けるか、ゆっくり一つ一つ区切って言え、お前はわかってても俺らわかるか。

事務局　そしたら、往復燃料費については、ピーク時の分を採用しております。それから、減価償却費、これは車についてですが、実際は5年と法定は5年でございますけども、走っている車を全部調査いたしまして、平均しますと、8年以上使っているということで、減価償却については8年と。それと新車の購入についても3業者ほど取りまして、630万が平均でございますけども、これらを基準にしまして、諸経費、消費税、年間ですね245日、10になおしますと114円になりますという、今回の原価計算の考え方でございます。

委員長　もう一件の質問、6業者の担当エリア

事務局　会議終わるまでに出します。

委員長　公表できる資料持ってるの。配付するものあったら、配付して。

事務局　業者の町村ごとの。

委員長　配付するものあったら、配付して。

(事務局 資料配付)

委員長　酒井委員エリアは、地図付けるのは付けますので、よろしく願いしたい。酒井委員お願いします。

酒井議員　頂いた資料で申しましたら、例えば、木津川市言いましても道を挟んで、こちらはクリーンサービスさん、こちらは相楽清掃社さんほんまに細かく、地図でび

しっと割っておられますので、その辺りの地図がいただけたらというふうに思います、後で結構です。それから、同じく資料で、運転手総数21名、作業員総数11名だとそれが、5ページのかけるその人数になるのかなと思いますけど、それでまちがいないのかな。それと、さっきもちょっと申しましたけど、6業者さんが相楽全体をカバーしておられるんだけど、競争ではなくて一体となってやっておられる。だから、例えばこれ、5業者になればかける人数が変わってくる。6業者が本当に適正なのかどうなのか、そういう意味で5ページ6ページの原価計算の内訳についてすぐそうですかと納得できるものではないという思いがあるわけです。意味わかってもらえますか。だから、6業者固定と、先にありというのでいいのかどうなのか、そのあたりのことは別途検討されたのかどうか、お聞きしたい。

委員長 はい、1番目の運転手、作業員等の人数確認をお願いします。

事務局 酒井委員人数をベースにして委託料を払っているではありません。これに関して、委託料を基本的に1台の2t車が4.2回往復し、くみ取りをし、1日あたりの車が動くのにこれだけのくみ取りをして、1台の車にかかるコストを算出しているものです。業者が何人おるとか何台あるとかは、それは、別の話であります。われわれとしても、まあ、話をしているのですが、その話と、委託の話は、基本これは、違いますからということで、収集業者とは委託契約をしているわけですね。委託契約とは、木津川市の何々地域A業者ですよという契約をするわけですね。自由競争の話がされましたが、委託と違いますから、浄化槽の許可業者相楽郡のくみ取り6業者は許可業者は8業者でございます。委託と許可の違いです。以上でございます。

委員長 今、酒井委員がおっしゃってました、6業者限定ということで、決められた経緯はわかるかな。5社でもええやないかと、安なったらコストダウンするという話、もう決まったものはしゃあない、はっきりそれだけ言ったってくれやな。

事務局 業者数が減ったからといってコストダウンという話ではありません。大谷処理場が操業に35周年を迎えましたということで、PRしてはありますが、昭和30年代後半ぐらいから、くみ取りの業者が初めて出てきた、それまでは、自家処理とか畑に蒔いたりとかそういった時代があったんですけど、近代的な生活の中で、専門業者が必要やということになってくるわけで、その時分に業者の数とか各市町村で違いがありまして、統一がされてこなかったことがございまして、相楽郡の場合は、たまたま、奈良市の業者であった。というふうに私聞いています。できたら、郡内業者、ということで話がありましたけど、調整ができずに、京田辺とか結果的には業者が多くなったということなんですけども、業者の数の話とコストの話とは違いますので、以上でございます。

委員長 組合が組織されてるさかいに、そのメンバーだけで、減りも増えもせえへ

ん、答えが何かわからなかった。減りも増えもせえへんとしなないとはっきりしておいでください。増えないねんな、減らへんねな。

事務局 はい。

北委員 それは誰が決めたん。新規参入さしてくれとあったって、委託も許可もしないという、役場社会のなわばりやろ、単価を下げようと思えば、新規参入業者入れない、誰が許可をしていた。競争すれば、絶対下がる。許可をして委託をして決めて競争してしろ、今同じ物を作るのでも競争するから安い。なわばりになっとる、なわばりはどなたが決めたんだ。まず一点目。話しとるよ。二つ目私、気が弱いもので大谷処理場いったことが無い。入りにくい、私が調べたかったのは、メーターがどうじゃこうじゃと皆さんが集めていただいたくみ取り券に対するくみ取り量が家族変わっても同額、くみ取り量が処理場でだから、処理場でどんなことをしているか、できたらいっぺん処理場でどんなことしてんのか皆で見に行っ、作業されてる方の事務員さんも3人も4人もという話があれば何も。仮に、AさんBさん新規参入とお願いしますといただいたら、南山城というところは、滋賀県、奈良県、三重県のはざま、安いところに自由に選択できないという、わかるこれ。これ縄張り、入れないということやな。積算の根拠の中に必ず1車両に対して2名、私の見るところでは、4台も5台も1箇所よってるけれど、作業員は付いてない現認何回もしています。その2名の対価の積算方法2人ではない積算方法、カメラでは取っていませんが、この目で何回も見ている。それとね、真ん中の子による説明によるとね、行政がバキュームカーを買って試算をしたことでやっていくと、行政がやると100%、業者がやる汗をかいた部分がない、まるきり、請負で言えば100万円の工事を試算したと、業者が汗をかいて、87とか92とか、100パーセントなのは、業者が業者で割ってあるから縄張り、これ見たら、私とこは、木津川市から南山城まで、西田、フシミさんは木津川市だけ、どなたがどう決めたか、まるっきり逆に、私もっと入りたいわとなれば、絶対安くなる。そこらへんはまず一点。2点目は、処理場に行きたい。それから、くみ取り量と処理場で処理をされたものにプラスマイナスは無いのか、それと2名対応はされていません、私が現認するところ。5点ほど。

委員長 順番に行きましょう。

事務局 新規参入の件でございますけれど、廃棄物処理法という法律がございます、これに基づいて、し尿の業務をやっている。浄化槽は浄化槽法、し尿の廃棄物については、市町村自治体の固有の事務、自治体の責任、従いまして、各家庭から出てくるし尿を自由競争でやった場合、北委員がおっしゃいますように、生産性価値のあるもの市場経済のなかでは事業としては成り立つ、廃棄物は成り立ちません。従って行政の仕事、責任。昔30~40年前し尿が売れたそういう時代があった、近代的な生

活、社会が変わってきました、業者に収集を頼むようになってきた。し尿の業として成り立たない、結果、公共が責任を持つ、廃棄物処理法できめ細かく、決められています。ただし、単価につきましては、三重県の何々業者が安いんかとなりましたらですね、本来その市町村のエリアのなかで出てくる廃棄物は、条例で統一の単価を決めてやっている。仕組み的にその辺をご理解いただきたい。

北委員 そんなことわかって質問している。

委員長 次、2番目です。

事務局 大谷処理場については、今回、過日、新たに議員さんになられた方がおられましたので、随時視察をしていく、機会を作ってまいります。それから、運転手、作業員の2名のことですが、現実には難しい話、2~30年前に量が多い、何回も往復しなければならない時代があった。最近4t車に積替えをして、南山城村遠い場合については、業者の甲斐性、ご判断で4t車を購入されまして、積替えしたり。当然、作業としては道路交通法もあり、いろいろなかたちでの工夫というのな努力されていることは、私知っております。基本は2t車で2人の積算をしています。

それから、収集量とのこと、報告しておりますように、現在の計量メーターとチケットに基づいて、委託料を払っています。若干チケットよりも多く、誤差の範囲内ですが、1パーセントとか2パーセント、1,800に対して1,830とかがございます。ただしそれは、1,800しか委託料を払っていません。以上4点です。

委員長 とりあえず、改善することだけ、調べるとのことだけ答えられたらいい。
会議の途中10分間休憩取ります。

(休 憩)

坂本委員 家族が少なくなったら、減った中で値段が変わらない、ちょっとそれは、納得できない。それと、建設物価の作業員等についても、われわれが京都府からいただいている、普通作業員の単価と合わないという話もあるし、今即これをこれをどうのこうのは難しい。われわれも勉強をしないと、そのへんもあり、今日早速とはいかん。

委員長 3名体制でも1人でも変わらないとあるが、答える方法は無いか。家族がかわっても、はっきり言って1人でも5人でも違う。そんな苦情あるんやけど、答える方法は無いか。

事務局 ここへ来て丸3年になるんですけど、大谷処理場の現在の施設ができるまでは、収集して支払う分は今までは計量していませんでした。少なくとも、平成13年度から計量メーターが設置された段階では、大幅に改善されたのではないかと思います。

ます。平成16年度から平成19年度まで、各市町村の収集、計量に関する苦情ですが、平成16年度から3年間、市町村の衛生課の窓口について、報告があったのが、平成16年度1件、平成17年度3件、平成18年度1件、平成19年度1件、これだけの件数がございました。

ただし、業者とその本人さんと市町村の衛生担当者とわれわれ、バキューム車を持って行って、計量を行うことで、基本的に了解されています。昔3人やったのに、同じ値段という話については、当組合としては、ないものだと思っています。

坂本委員 だからそれについては、氷山の一角として、闇に隠れたものがある。われわれそれぞれ耳にしているから、明確にした中でなかったら、そこに入れたい。というのは、家族減ったから1か月の分が3か月分と一緒に話はわかりますけども、家族減ったら出すもんも減るはな、正直な話。その辺が疑わざるを得ない。

事務局 業者と定期的に会合を持っています。

坂本委員 直接の声聞いとるのはわれわれや、住民の方とは会話できんでしょ、あんまり固いこと言うなよ。

委員長 お互い固いこといってもしゃあない、苦情聞いていない。まだまだあるんちゃうか、どしどし、意見を言ってもらって今後、明日の朝までしゃべってないといけない。もう一点、作業員の説明してやって。

事務局 坂本議員のご質問ですが、答申書の5ページのところに14,600円、14,000円とあり、根拠数値平成19年度国土交通省さんから物価本にも載っております。運転手につきましては、運転手一般という職種の京都府のところ、一方、作業員の方は普通作業員、京都府、14,000円という金額を入れさせていただいております。以上でございます。

坂本委員 われわれの業界では、ボーナス4.4出せない数字、だしたら会社パンクしてます、建設業界については。

委員長 その件について説明できますか。

坂本委員 正月にもち代しか出せない。正直な話が。

委員長 はい、代表理事

代表理事 今までいろいろ質疑を交わされていたわけでありまして、特に、こういった業者さんについては競争性の問題もありますけど、公共下水道とか、それに類するいろんな事業が進展して、仕事量が減り、本来われわれとしてもありえないことですが、国の法律で、合特法、合理化によって仕事を失う、少なくなるということに対して、公共がそのことの補償をしないといけないという法律がありまして、競争の中で潰れていく中で、他の業者も同じくするのか、法律において廃業する、こちらから、ありえないことであるわけですが、そんな法律が今の時代でも生きています。いま縷々

話がありますけど、新たな認定の相楽管内には、新たな参入業者は私の耳には入っていない。それだけ、急激に仕事量が減ってきているわけでありませう。大谷処理場の施設の管理をしているのも栗田水処理株式会社とかですな、そういった業者にですな、入札で仕事、協同組合を作るなら、お任せするにも適正な金額、仕事量が減っていくことに部分で大谷処理場の水処理をしてもらっている、これは、国の法律において時代でありますので、今の時代からかけ離れている部分あり、法が優先されるご理解をいただきたい。

一部の業者だと思えますけれど、計量器云々の話があって、徹底して業者の指導をやりませうし、このことが発祥したら、すぐに事務局にご連絡をいただき、走りませう、そういうことがあれば、大きな問題として虚偽の申請、あるいは大きな問題かわりを持ったことになり、大きなことであると思っております。

委員長 炭本委員どうぞ。

炭本委員 答弁もいただきましたので結構です。

事務局 計量関係、資料に付きませうして配付させていただきました資料に基づきませうして尿くみ取り業務のフロー図ご説明をさせていただきます。

事務局 し尿の収集からませう、くみ取り前にゲージを確認ということで、写真の挿入バキューム車の後ろにゲージが付いております。住民に確認、それからくみ取りを開始する2番でございます。収集している作業員さんの写真。のところ、でゲージを確認、くみ取り量の決定、再度ゲージを確認いただき、この差額がくみ取り量、これは写真に付けている。左側に、2 t車は1800の積載が可能大きく90リットルがさらに5分割ということで、18となってるものでございます。

こういうかたちで、差を確認いただき、くみ取り量決定、くみ取り業者に真ん中から右のほうに、大谷処理場に支払う、それから真ん中から右側このが大谷処理場に搬入されます。大谷処理場へ搬入されるものであります、搬入時にトラックスケールが設置されている、搬入前の重さ、そして、搬入した重さを量ってその部分がの計量票発行1枚めくっていただいた計量票の写しを付けさせていただいております。これは、クリーンサービス山城の精華町分です。し尿を積んだ、総重計量いたします。し尿を大谷処理場搬入いたします。大谷処理場へ搬入した後、その差額が正味1800kgになるわけでございます。先ほどの1枚目のところのの版入受付日誌を作成をつけていくわけでございます。し尿処理施設計量票の次に搬入受付日誌うえから2番目のところ四角でマジックで囲ってあるCS山城の1.8k搬入受付日誌というものをつけるということに、1.8真ん中の上のところ、し尿くみ取り業務日報をくみ取り業者から提出するということでございます。これが、3枚目のところに、し尿くみ取り業務日報これで行きませうと、精華町さんの乾谷地区の5軒の内訳、18

00リットルこういう形になってまいります。 ということで、これは、平成19年度12月6日搬入管理日報 でご説明させていただきました計量票の正味のところに、マジックで囲ってあるところがございます。26番の車番が4171町村名が精華町、性状がし尿、この例をとりますと、5軒のお宅から搬入された、搬入量も1.8t。適正にこの例をとりますと、住民さんから集めたし尿がきっちりとかみ取り券をいただき、その分が計量した結果、適正に業務がなされているということが言えます。フロー図のご説明は以上であります。

委員長 水平で計った分であり、坂道の場合にはどうするんだ、坂道のときのこのメーター器はどうなるのか。

坂本委員 昔からちゃぶつくやろ、昔からそれ言ってある。

委員長 その対応はできてるわけか。

山本委員 この前も声を大にしていうてるやろメーターも付けんと、息子・娘が出て行って、朝と夜しか使っていない、どういうこっちゃと。同じこんな説明聞きたくない。あんた一つも聞いてないやんか。坂道も平坦なところもあるねん。

坂本委員 メーターを付けて納得すれば

委員長 最近のメーターについては補償できるわけやな。

山本委員 笠置町に住民課長とメーター付いたバキューム車で行ったことはないの。

事務局 ございません。

坂本委員 ゲージはちゃぶつく、ちゃぶついてんのおさまってへんのに、次ほりこまはったら。なるほどこれは納得できる。それと住民の誤解を解いてやるのが先決ちゃうか。

代表理事 100リットルしか汲んでいないのに200リットル取ったら詐欺や。許されないし、理解できることでもないし、こういう意見があったということで、業者に指導します。そく職員を走らせませす。

山本委員 1人住まいの方、3か月に1回取ってもらうようにしたらという話もでます。

代表理事 それは、施主さんの要請によってだから当然です。

山本委員 そうでっしゃろ。

青山委員 依然として、量に対して公正性がいろんな角度から指摘されています。メーター新しい車でゲージ付いて順番に聞きます。

事務局 そうです。

青山委員 ゲージ式の車、適正委員会の報告の中で、設置委員会、計量メーターを付けて、100円となっておりますが、全車についているのですか。

事務局 それは違います。計量メーターは2台です。

青山委員　これが、ここで指摘しています、メーターを付けることに2台しかないのですね。設置するのに、問題点がある、依然としてくみ取った量とチケット発行する、いろんなところから指摘されていると思うんですけど、この市町村の一覧表よその市町村の一覧表その資料を例えば城南衛管、750円、最低額5～7人そういう誤差があっているのかな、まず、資料についての説明を頂きたい。例えば、城南衛管と京田辺の場合は、負担している額、お示しいただきたい、理解しているので、そういう点では、安いところに入れるべきだと思う。安いところに入れると私は理解するのですが、よくよくみれば、城南衛管除外して、安いところに入れるべきと思います。相楽郡近辺は100円以下と私は理解するのですが、そのへんの説明をいたします。

事務局　青山委員さんのシステムが違うということですね。城南衛管、京田辺については、市民からいただく分と、別な形で委託料を払う、相楽は、収集運搬にかかるものは受益者負担、それについては、それは比較ができないということで除外しております。それからですね、公平性、正確に言いますと、平成13年度の適正化の条件は、ゲージとは別に計量メーターが正確な説明だと思えます。その計量メーターはほとんど使っていません。この計量メーターをその当時、1台250万円、28台動いてましたので、その分を誰が負担するのだ、当然行政が負担するのか、受益者が負担するかとなってきたわけでありまして、総合的に勘案して、業者が説明をするということを前提にして来たという経緯、計量にはご指摘の問題、全体としますと説明すると2台を導入する。総合的に見ましたら、1台あたり、280万、290万円つけてやると、今回の答申の中身です。また、理事会でも決定いただいています。

委員長　　阪本委員

阪本委員　　今の問題で、坂本先生とか、山本先生とかが10単位と、ホースから60メートル常備していますので、紳士的な業者さんであれば、お客さんが、確認していかないといけないと思いますし、クレーム納得説明、それと、もう一つはですね、こういうお仕事例えば、途中で池がありますね。こんなことがないという前提で、こういうことが可能だということは、大谷処理場に持っていくときに調整することはできるわけですね、池の水を汲めば、そういうことがないとお客さんが納得されればよいことです。そういうことは可能なことは可能です。そういう不信感をもたれないように、業者さんも説明責任を果たされて納得されることが必要です。

山本委員　　あなたの言ったとおり。もらった券に合わすように、おたく言ははるように。悪く言えば、どっかの池にでも、そういうこともあるわけです。

委員長　　不信感を持たれたら、事務局、代表理事、万一のことがあったらどうするか答えていただけますか。

代表理事　　あつてはならんこと、許されることではありません。当然、事務局が、現

場に走ります。業者組合に含めて徹底をさせていただきます。このことは、当然です。
事務局 私どもは、毎年委託契約をその中に条項がある。委託の取り消しということになります。

山本委員 あるとしか考えられない。どんぶり計算で、その券を処理場にそやからおたくさんが言はるるように、そういうことしか考えられない。そやから、悪く言えば、池かどこかで、そういうことしか考えられない。

阪本委員 簡易水洗の場合は少し付いてても、変わりますね。状況が重なると思いますが。不信不信で行くと、今のような状態でいきますと、すみません。

委員長 苦情を聞いた時には、委員会なり広域の方へ連絡いただき、すぐ対応することで、この件これ以上しゃあない、どっちころんだかて、その貴重な意見は意見、はっきり業者にもこれやっぱり徹底するようだけしか今言えませんが、他の意見ございませんか、他に。すべて言うたってよ、この際、すべて、ここの運営の仕方あかんかったら、あかんで言ったてもろたら、はっきりこの委員会でまとめていきたいと思ってます。

坂本委員 運営の仕方そのもの、住民が誤解したり、不信感をなくす、それを取り除いてからからや値上げは。

委員長 坪井委員、どうぞ。

坪井委員 今言った、くみ取り手数料と委託料とのその差額の問題ですね。これについては、客観的な資料の提示をいただいた方がいいと思いますね、次回までに。この問題は、手数料から委託料を引いたものが、これが、マイナス、手数料のほうが委託料より多いというこういうのが決算で出てきたところに、それが、不明瞭ではないかと問題になってきたのであって、こないだの説明会のときに18年度の資料をいただいたのですが、手数料から、委託料を引いたものが、マイナスになってしまっていてね、18年度には、マイナスになってまして、それが正常な形なんです、歴史的にという逆の形ですね、手数料から委託料を引いたものが、多いという、プラスになっている、それが、歴史的には。その過程ですね、平成元年くらいからこういった形で推移しているのか、また、大谷処理場のトラックスケール計量器が設置されたこともあるかと思えます。また、メーターが2台設置されたこともあります、そういう歴史的な過程の中で、その差額がどう変わってきてるかという、それを客観的に数値で出てきますので、これが一つの考え、整理すべき点ではないかと思えますので、是非次回までにいただきたい。

委員長 事務局、今の坪井委員の資料出せますか。

事務局 はい。

委員長 次出しますので、よろしくお願ひしたい。だいたい意見、苦情、その他出

尽くしましたか。勉強して皆さんに報告したいという気をもってますので、こんな資料出せということになれば、この際出しますので、言っていただいたら、それが委員会としての役、なければ、あの。

北委員 委員長、そんなもんなんぼやってもあかんねんけど、目標は、要するに10月1日にどうするかこうするかというやはね。1日から施行するという目的やろ、その10月1日の日を設定されたのはさてなんでやろなという気がするねんけどな、普通は当初にするんやけどの。

委員長 10月1日についての根拠

北委員 それと、さっき言ったように、2回で終結して、臨時会でも開いて、上げたり下げたりするのか、そこらへんまで決めとかな、うだうだうだうだするのか。そこらへんのやっぱり、そのある程度のし尽くした後に、結局いつ頃決定するねんと、あかんもんはあかん、ええもんはええやんという話。

委員長 10月1日については説明どうぞ、代表理事

代表理事 昨年のもので、議会で提案をさせていただいて、当初は、4月1日からという思いでいたわけでありましてけれども、当然こういった事務組合の議会の皆さんの意見を十分汲み上げる中で、そしてまた、そのことによって、住民の皆さんにも十分周知をするということ、そして、業者にもそれぞれのやっぱり意見をどう仕事の上で反映してもらうかというようなことを含めて、もう6か月遅らそうということの中で、10月1日ということにさせていただきました。当初のスタートの段階は、審議会でも住民の皆さんも参画いただいたの審議会、そこで議論していただいたわけですので、それで、住民参画、その中で答申を受けた、だから4月1日ということに言えばいいわけですが、私としては、もう少し時間を置いて、こういった議員の皆さんの意見を聴きながら、十分尊重しながら、6か月延ばすということで10月1日ということにさせていただいたということでありまして、できるだけ早く結論を出していただいたら嬉しい。

委員長 そのことを踏まえまして、次回、委員会としての採決に入りたいと思っております。みなさんの重要な意見、ご指摘いただいた意見をまとめて、すべて、また、さらに、住民の方に浸透できるように皆さんの協力をいただいておりますので、31日の日には、委員会としての結論をとっておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

坂本委員 あわてるな。

委員長 あわてるというより、先、なんとかしたらなあかん、だからな、聞けさ。

北委員 その、いつごろまでにするのか、ある程度ええもんなのか、悪いものか。事務局、2月3日のことでアピールすることないか。

委員長 事務局、報告事項はありますか。ないですか。

北委員 やまなみホール、手間隙賭けてやってくれてんの。

事務局 北議員がおっしゃってくれました、特別会計のふるさと市町村圏事業、第15回目を迎えます、相楽の文化を創るつどいが、これはあの、何年か前から、従来は、我々、役場の職員、行政主導でやっておりましたけれども、10年前、第10回か11回目のときから、出演される方が実行委員会形式を持っていただいて、企画の段階から当日の運営まで、やっていただいています。まあ、お金は、ふるさと市町村圏基金の利息、7億円を預けて、870万円ほどの利息がありますけれども、そのうちの50万円ほど使いまして、だいたい大きいホール、木津川市の山城町のアスピアやましろ、加茂町のあじさいホール、南山城村のやまなみホール、3箇所持ちまわりでやらしてもらっています。今年は、2月3日、実行委員長から案内が行ってるかと思えますが、1時から文化のつどいをやります。12団体、300人、小さな子供から、お年寄りまで出演されます。お忙しいとは思いますが、ご覧ください。ご案内をさせていただきます。

北委員 自主的にあなた方は全く事務に携わっていないの。だいたい、7月に出演者を募集して独立独歩でやっているのか。実行委員会に50万円の予算をみているのか。

事務局 従来はね、80万円、予算は削りまして、実際、前日、土曜日からリハーサルで入りますので、人件費、照明・音響・舞台・司会進行、プロの方が入られます。大半がこの50万円の経費になります。50万円を削りますと、運営自体が難しくなってきます。

北委員 きちんとやっているのか。

事務局 例えば、49万円の実績なら、1万円は還付という形でしております。

北委員 わかった。

委員長 本日の質疑を終結いたします。

それよろしいですか。今日の結果をまとめて意向としては、できたら結果出したい。あかんならあかんで、結構です。まとめていきたいと思えます。これで今日の委員会を終わります。今日の会議で必要になった資料は後日提出させていただきます。長時間にわたり大変ご苦労さんでした。次回は1月31日に開会したいと思います。今日は、忙しい中、ありがとうございました。

(拍手)

(午後4時00分 閉会)

平成20年2月12日

相楽郡広域事務組合

し尿くみ取り手数料特別委員会委員長 山口 勝己